

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月31日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

羽沢小学校屋上手摺解体除去工事

2 履行場所

神奈川区羽沢町935番地

3 契約日

令和7年1月17日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月31日

5 契約金額

16,695,866円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市磯子区中原1-2-31

横浜市塗装事業協同組合

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本屋上防水層に取付けられている柵の腐食が原因で、柵の一部が自然落下し、教育活動に支障をきたしていることから、緊急に状態保全を講じる必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課